

## 「松原公園整備基本構想策定支援業務委託」公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、佐賀市が発注する「松原公園整備基本構想策定支援業務」（以下、「本業務」という。）を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務目的

佐賀市では、令和3年度から令和4年度にかけて「松原公園周辺における歴史と文化を活かしたまちづくり懇話会」（以下 懇話会）を開催し、令和5年3月に「松原公園周辺の将来像」（以下 将来像）を取りまとめた。

本業務は、懇話会で取りまとめた将来像を具体化するために佐賀市が設置している「松原公園整備基本構想策定会議」（以下 会議）の運営支援を行い、かつ、集約された意見等をもとに基本構想及び、市民等に具体化された将来像を分かりやすく説明できるコンテンツを制作するものである。

### 3 業務概要

#### (1) 業務名

松原公園整備基本構想策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「委託仕様書」に定めるとおり

#### (3) 公募型プロポーザルに係る委託料上限額

4,700,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

#### (4) 契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

※会議等の進捗により契約を翌年度に繰り越す場合あり。

### 4 参加者の資格要件

#### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- ① 「令和5・6年度 佐賀市業務委託関係競争入札参加資格者一覧表」に登録があり、かつ佐賀市内に本店、支店または事業所を置く法人その他の団体であること。
- ② 過去5年以内に本業務と類似の業務実績があること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 本業務を円滑かつ適正に実施するため、月2回以上必要に応じて佐賀市と協議す

ることができ、緊急の打ち合わせを招集する場合は、2営業日以内に対応できる体制を整えていること。

- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑦ 公募開始日から契約締結日までの間、佐賀市から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 市区町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ⑨ 自己または自社の役員等が、次に掲げる項目のいずれにも該当する者ではないこと及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみとする。

(3) 業務の再委託

佐賀市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託できる。その場合は、書面により佐賀市の承諾を得なければならない。

(4) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

すでに提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者は、他の提案参加者の構成員になることはできない。

## 5 スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日
公募開始	令和5年12月19日(火)
質問の受付※1	令和6年1月10日(水)12時まで[必着]
質問の回答	令和6年1月15日(月)
参加表明書の提出	令和6年1月19日(金)12時まで[必着]
企画提案書の提出	令和6年1月29日(月)12時まで[必着]
審査(プレゼンテーション等)	令和6年2月上旬[予定]
審査結果の通知	令和6年2月中旬[発送予定]
業務委託契約の締結について	令和6年2月中旬[予定]

※1 土日祝日を除く。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 提出書類

質問書(様式第1号)

### (2) 提出期限

令和6年1月10日(水)12時まで[必着]

※提出時間は、9時から17時までとする。

### (3) 提出方法

- ① 電子メールにより質問書を提出すること。
- ② 電子メールの件名は、「プロポーザル質問(松原公園整備基本構想策定支援業務委託)」と入力すること。
- ③ 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

### (4) 提出先

佐賀市地域振興部歴史・文化課 [E-mail] [rekishibunka@city.saga.lg.jp](mailto:rekishibunka@city.saga.lg.jp)

[電話] 0952-40-7103

### (5) 回答方法

- ① 質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和6年1月15日(月)を目途に、佐賀市ホームページに掲載するとともに、電子メールにより回答する。
- ② 電子メールは、全ての質問に対する回答を全質問者宛に送信する。
- ③ 質疑応答集において、質問を行った事業者名は、公表しない。
- ④ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話により確認を行う。

## 7 参加表明

### (1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出期限

令和6年1月19日（金）12時まで〔必着〕

### (4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合も、提出期限までに必着とする。）

### (5) 提出先

〒840-0811 佐賀市大財三丁目11番21号 大財別館

佐賀市地域振興部歴史・文化課

※持参の場合は、佐賀市大財別館2階歴史・文化課窓口に平日（土日祝日を除く）

9時から17時までに提出のこと。

### (6) 受理通知書の送付

参加表明書を受理した場合、提出書類に基づき参加資格（一部）を審査の上、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、電子メールにより参加表明書受理通知書（様式第3号）を送付する。

### (7) その他

参加表明書を提出していない者からの応募（企画提案書の提出）は、一切受け付けない。

## 8 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書（様式第4号）

#### ② 企画書（任意様式）

ア A4判片面印刷で10頁以内を目安とする。

イ 委託業務仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色の分かりやすいものとする。具体的には、下表の事項に基づき記載すること。

企画概要	○業務目的を勘案し、企画提案の考え方、コンセプト等について、簡潔に記載すること。
企画内容	○委託業務仕様書（業務内容）に基づき、企画提案の具体的な内容について、業務のポイント（別紙「審査基準」参照）に留意の上、記載すること。 ○提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合、具体的に記載すること。

実施体制	○企画提案を遂行する業務実施体制（人員配置を含む。）について記載すること。
------	---------------------------------------

- ③ 提案事業者の業務実績表（様式第5号）
  - ④ 配置予定の管理技術者の実績等（様式第6号）
  - ⑤ 配置予定の主たる担当技術者の実績等（様式第7号）
  - ⑥ 業務実施体制表（様式第8号）
  - ⑦ 費用見積書（様式第9号）  
※見積価格は、委託料上限額を超えないものとする。
  - ⑧ 積算内訳書（任意様式）  
※上記⑦の見積に係る積算内訳が分かるもの
  - ⑨ 誓約書（様式第10号）
- (2) 提出部数  
提出書類のうち、①～⑧は正本を各1部、副本を各6部提出し、⑨は正本を1部提出すること。
- (3) 提出期限  
令和6年1月29日（月）12時まで [必着]
- (4) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）
- (5) 提出先  
〒840-0811 佐賀市大財三丁目11番21号 大財別館2階  
佐賀市地域振興部歴史・文化課  
※持参の場合は、佐賀市大財別館2階歴史・文化課窓口にて平日（土日祝日を除く）9時から17時までに提出のこと。
- (6) 留意事項
- ① 横書き、長辺綴じを標準とし、文字サイズは10ポイント以上とすること。
  - ② 提案内容の要点が分かるよう、簡潔に記載すること。
  - ③ イラスト、図表等の使用は可とするが、制限枚数の範囲内に収めること。

## 9 審査会の開催

- (1) 開催日時  
令和6年2月上旬予定  
※実施時間、場所等の詳細は別途連絡する。
- (2) 審査方法
- ① 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより構成する。
  - ② 審査は、選定委員会による審査を経て、順位を決定し、最も点数の高い提案者を受託優先交渉権者（以下「交渉権者」という。）とする。ただし、別紙「審査基準」に

示す点数に満たない者は除く。

- ③ プレゼンテーションは、1者につき20分以内（説明15分以内、質疑応答5分程度）を予定し、順次個別に行う。
- ④ プレゼンテーションの説明は、企画提案書に基づくものとする。
- ⑤ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、モニターに投影する方法を採ることを認める。この場合、モニターに投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局に7部提出すること。なお、この資料は、企画提案書の内容の範囲とすること。
- ⑥ プロジェクターは、佐賀市において用意する。ただし、プレゼンテーションに必要なとなるパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、実施場所は、インターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。
- ⑦ プレゼンテーションに出席できる人数は最大3名までとし、本業務に参加予定の者を参加させること。
- ⑧ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については、佐賀市の指示に従うこと。

### (3) 審査基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の項目、視点等は、別紙「審査基準」のとおりとする。

### (4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者の得点を明示した書面により、個別に通知するとともに、佐賀市ホームページにおいて交渉権者名を公表する。なお得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

## 10 契約に関する事項

- (1)交渉権者選定後、交渉権者は事務局と本業務の詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約の締結を行う。なお、契約対象となる業務内容は、企画提案書の内容に拘束されるものではない。また提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (2)協議が整わないとき又は交渉権者が参加資格の要件を欠いたときは、審査により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

## 11 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。

- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 契約までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- (7) 著しく信義に反する行為があったとき。

## 1 2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された資料一式の返却はしない。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、企画提案書の複製、保存等を行う場合がある。
- (4) 参加表明書の提出後、審査により交渉権者が選定されるまでは、参加辞退届（様式第11号）をもって申し出ることにより、参加辞退ができるものとする。
- (5) 契約締結後に契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、佐賀市は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。
- (6) 成果品の著作権は佐賀市に帰属する。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか必要な事項は、佐賀市によって別に定めることとする。

## 1 3 事務局

佐賀市地域振興部歴史・文化課（江藤）

〒840-0811 佐賀市大財三丁目11番21号 大財別館2階

[電話] 0952-40-7103

[ファックス] 0952-40-7382

[メール] rekishibunka@city.saga.lg.jp

## 1 4 参考資料・関連情報（佐賀市ホームページ）

### (1) 参考資料

- ① 松原公園周辺の将来像
- ② 松原公園整備（構想）エリア図

### (2) 関連情報 URL

- ① 松原公園周辺における歴史と文化を活かしたまちづくり懇話会  
<https://www.city.saga.lg.jp/main/72662.html>

② 松原公園整備基本構想策定会議

<https://www.city.saga.lg.jp/main/94750.html>

③ 松原公園（第2期整備エリア）民間活力導入に関するサウンディング型市場調査

<https://www.city.saga.lg.jp/main/93041.html>



別紙「審査基準」

審査の項目		審査の視点	配点	
1	業務遂行能力	業務実施体制 業務実績	本業務の遂行のために最適な組織体制、管理体制が整っているか。	30
			関連する業務実績により、業務遂行に十分な経験・能力が認められるか。	
2	業務具体性	整備イメージコンテンツの作成	会議での意見をもとに、将来像を具体化したものを分かりやすく説明するコンテンツの作成が期待できるか。	40
3	経費妥当性	見積価格	提案内容に対する積算額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	20
4	姿勢・意欲	口頭説明・質疑応答	プレゼンテーションの内容が分かりやすく、説得力があるか。	10
			質疑に対する応答が適切かつ真摯であるか。	
合計			100	

※合計点数が60点に満たない場合は、失格とする。